

株式の併合に関する事前開示書面

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

2025 年 12 月 5 日

富士石油株式会社

2025年12月5日

東京都品川区北品川六丁目7番29号
富士石油株式会社
代表取締役社長 山本 重人

株式併合に関する事前開示事項

(会社法第182条の2第1項及び会社法施行規則第33条の9に定める事前開示書類)

当社は、2025年11月10日付の取締役会において、2025年12月22日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案を付議することを決議いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の2第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の9に定める事項は下記のとおりです。

1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

(1) 株式併合の割合

当社株式5,811,390株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2026年1月22日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

34株

2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式5,811,390株を1株に併合するものです。当社は、下記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合が当社の株主を出光興産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びサウジアラビア王国政府（以下「本不応募合意株主」といいます。）のみとすることを目的として行われるものであること、下記「(1) 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引（下記「(1) 株式併合を行う理由」において定義します。）の一環として行われた公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したこと、及び下記の各事項に照らして、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 株式併合を行う理由

当社が2025年9月11日に公表した「他の関係会社である出光興産株式会社による当社株式に

に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者である出光興産株式会社は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している当社株式の全て(但し、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)を含み、公開買付者及び当社の株主である本不応募合意株主が保有する当社株式並びに当社の保有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を非公開化することを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2025年9月12日から2025年10月28日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)とする当社株式に対する本公開買付けを実施いたしました。

そして、当社が2025年10月29日に公表した「出光興産株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年11月5日付で、当社株式57,951,478株(所有割合(注):75.03%)を所有するに至りました。

(注) 「所有割合」とは、当社が2025年8月7日に提出した2026年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「当社第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数(78,183,677株)から、当社第1四半期決算短信に記載された同日現在の当社が保有する自己株式数(943,342株)を控除した株式数(77,240,335株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社は、2025年5月13日、公開買付者より、当社株式の全て(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を公開買付者の完全子会社として当社を非公開化することに関する、法的拘束力を有しない初期的提案書を受領しました。これを受けた当社は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2025年5月中旬に、当社グループ(当社並びに連結子会社及び関連会社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。)及び公開買付者グループ(公開買付者並びに連結子会社及び関連会社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。)並びに本取引の成否のいずれからも独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、また当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否のいずれからも独立した法務アドバイザーとして岩田合同法律事務所(以下「岩田合同」といいます。)をそれぞれ選任しました。

その上で、当社は、本取引が当社の主要株主かつ筆頭株主による持分法適用関連会社の買収に該当し、公開買付者と当社又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反及び情報の非対称性の問題が存

することに鑑み、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年5月22日開催の当社取締役会決議により、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した、佐藤良氏（当社社外取締役）、金井睦美氏（当社社外監査役、公認会計士）及び岩田合同より推薦を受けた企業法務弁護士としての豊富な知識と見識を有する森幹晴氏（弁護士、東京国際法律事務所代表パートナー）の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置しました。また、本特別委員会は、2025年6月11日、その専門性・実績等や、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立性を有していること等を踏まえ、本特別委員会独自の第三者算定機関としてブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を選任する旨を決定しております。加えて、当社は、下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、公開買付者グループ及び当社グループから独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築し、検討を進めてまいりました。

上記体制の整備後、本特別委員会は、みずほ証券及び岩田合同の助言を受けながら、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について、当社の財務アドバイザーであるみずほ証券を通じて公開買付者との間で協議・交渉を行いました。

具体的には、当社及び本特別委員会は、2025年8月8日に、公開買付者から、本不応募合意株主及びクウェート石油公社が本取引後も当社の株主として残ること等を前提とした上で、公開買付価格を1株当たり400円（当該時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値320円に対して25.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の計算において同じです。）のプレミアム）とする旨及び買付予定数の下限を公開買付け成立後に公開買付者の所有割合が35.05%となるように設定する旨を含む、本公開買付けに関する最初の提案を受けました。当該提案を受け、本特別委員会は、①当該提案価格について、(a) みずほ証券及びブルータスによる当社株式価値のDCF法による分析結果（複数の評価方法が考えられる関係会社株式及び繰越欠損金の多角的な分析結果を含みます。）、(b) 本取引と類似する取引事例（具体的には、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降に公表されかつ成立した、持分法適用関連会社である上場会社の非公開化を企図したTOB事例（但し、リーク報道があった事例を除きます。）のプレミアム水準、(c) 当社株式の市場株価の推移、(d) 本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果等（事業上のシナジー効果に加え、公開買付者が本取引後に当社の減資を行う場合を想定した、繰越欠損金の更なる活用によるシナジー効果を含みます。）を踏まえて総合的に検討した結果、本取引の実行により実現することが期待される企業価値の増加分が当社の一

般株主に公正に分配された価格として不十分な水準であると考え、また、②買付予定数の下限について、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性の観点から、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)（以下「MoM」といいます。）水準を満たす下限設定がなされることが重要だと考えて（なお、ここでの MoM とは、本基準株式数 (77,240,335 株) から、2025 年 9 月 11 日時点において公開買付者が保有する当社株式数 17,035,520 株、本不応募合意株主が保有する当社株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）の株式数 5,811,390 株及びクウェート石油公社が保有する当社株式数 5,811,390 株を減じた 48,582,035 株の過半数に相当する数 (24,291,018 株) を上回る基準の株式数をいいます。）、2025 年 8 月 16 日に、公開買付者に対して、公開買付価格及び買付予定数の下限に関する提案内容の再検討を要請しました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 8 月 21 日に、公開買付者から、本不応募合意株主及びクウェート石油公社が本取引後も当社の株主として残ること等を前提とした上で、公開買付価格を 1 株当たり 425 円（当該時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 327 円に対して 29.97% のプレミアム）とする旨及び引き続き買付予定数の下限を公開買付け成立後に公開買付者の所有割合が 35.05% となるように設定する旨の第 2 回目の提案を受けました。当該提案を受け、本特別委員会は、①当該提案価格について、上記 (a) 乃至 (d) を踏まえて総合的に検討した結果、本取引の実行により実現することが期待される企業価値の増加分が当社の一般株主に公正に分配された価格として不十分な水準であると考え、また、②買付予定数の下限について、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性の観点から、上記の MoM 水準を満たす下限設定がなされることが重要だと考えて、2025 年 8 月 26 日に、公開買付者に対して、公開買付価格を含む提案内容の再検討を要請しました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 8 月 28 日に、公開買付者から、本不応募合意株主及びクウェート石油公社が本取引後も当社の株主として残ること等を前提とした上で、公開買付価格を 1 株当たり 450 円（当該時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 337 円に対して 33.53% のプレミアム）とする旨及び引き続き買付予定数の下限を公開買付け成立後に公開買付者の所有割合が 35.05% となるように設定する旨の第 3 回目の提案を受けました。当該提案を受け、本特別委員会は、①当該提案価格について、上記 (a) 乃至 (d) を踏まえて総合的に検討した結果、本取引の実行により実現することが期待される企業価値の増加分が当社の一般株主に公正に分配された価格として不十分な水準であると考え、また、②買付予定数の下限について、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性の観点から、上記の MoM 水準を満たす下限設定がなされることが重要だと考えて、2025 年 9 月 1 日に、公開買付者に対して、公開買付価格を含む提案内容の再検討を要請しました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 9 月 2 日に、公開買付者から、本不応募合意株主及びクウェート石油公社が本取引後も当社の株主として残ること等を前提とした上で、公開買付価格を 1 株当たり 470 円（当該時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 341 円に対して 37.83% のプレミアム）とする旨及び買付予定数の下限を公開買付け成立後の公開買付者の所有割合が 48.05% となるように設定する旨並びに今後、公開買付価格の引き上げ及び買付予定数の下限の引き下げを行う予定はない旨の第 4 回目の提案を受けました。当該提案を受け、本特別委員会は、①当該提案価格について、上記 (a) 乃至 (d) を踏まえて総合的に検討した結果、本取引の実行により実現する

ことが期待される企業価値の増加分が当社の一般株主に公正に分配された価格として不十分な水準であると考え、また、②買付予定数の下限について、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性の観点から、上記の MoM 水準を満たす下限設定がなされることが重要だと考えて、2025 年 9 月 4 日に、公開買付者に対して、公開買付価格を含む提案内容の再検討を要請しました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 9 月 5 日に、公開買付者から、本不応募合意株主が本取引後も当社の株主として残る（公開買付者によれば、同月上旬になり、クウェート石油公社から本取引を機に当社株式を売却する旨の方針が示され、その保有する当社株式の全て（5,811,390 株、所有割合：7.52%）について本公開買付けへの応募を行う意向である旨を確認したとのことです。）こと等を前提とした上で、公開買付価格を 1 株当たり 480 円（当該時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 343 円に対して 39.94% のプレミアム）とする旨及び買付予定数の下限を公開買付け成立後の公開買付者の所有割合が 57.91% となるように設定する旨並びに本特別委員会からの指摘を最大限尊重した提案内容であり、公開買付者として公開買付者の株主への説明責任を果たすこと及び本取引の安定性の維持を図る必要性があることから、今後、再提案を想定していない旨の第 5 回目の提案を受けました。当該提案を受け、本特別委員会は、①当該提案価格について本取引の実行により実現することが期待される企業価値の増加分が当社の一般株主に公正に分配された価格として妥当な水準であると考え、また、②買付予定数の下限について、MoM 水準を満たし（なお、ここでの MoM とは、本基準株式数（77,240,335 株）から、2025 年 9 月 11 日時点において公開買付者が保有する当社株式数 17,035,520 株及び本不応募合意株式数 5,811,390 株を減じた 54,393,425 株の過半数に相当する数（27,196,713 株）を上回る基準の株式数をいいます。）、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性が確保されるものであると考えて、2025 年 9 月 7 日に、公開買付者に対して、2025 年 9 月 9 日に本公開買付けの開始公表が行われることを前提に、当社取締役会に対して、本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨を含む答申を行うことを予定している旨を回答しました。

その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 9 月 8 日に、公開買付者から、本公開買付けの開始公表を 2025 年 9 月 11 日とすることを検討しているとの連絡を受け、本特別委員会は、2025 年 9 月 10 日に公開買付者からの提案内容について改めて検討を行い、当社取締役会に対して、本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨を含む答申を行うことを決定しました。

その上で、当社は、2025 年 9 月 11 日開催の当社取締役会において、みずほ証券から 2025 年 9 月 10 日付で取得した株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）の内容、本特別委員会を通じて 2025 年 9 月 10 日付でプルータスから提出を受けた株式価値算定書（以下「本特別委員会株式価値算定書（プルータス）」といいます。）の内容、法務アドバイザーである岩田合同から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた 2025 年 9 月 10 日付答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下の観点から本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しておりま

す。

すなわち、当社は、本取引により、以下に掲げる (a) から (e) のシナジーが実現可能となると考えることから、本取引は、当社の企業価値の向上に資すると判断いたしました。

(a) 石油製品の生産体制最適化

当社が有している製油所は現状袖ヶ浦製油所のみであることから、他の製油所との間で原料油の融通を行うことが不可能であるものの、本取引の実行により、当社が公開買付者グループに加わることで、袖ヶ浦製油所において、装置トラブルや突発的な需給の変化が生じた場合において、公開買付者グループが有する 5 つの製油所との間で原料油の融通を行うことにより、迅速かつ効率的な対応が可能になると考えております。

(b) 長期的な視野に立った生産体制の構築による、エネルギーの安定供給基盤の構築

当社は公開買付者以外にも独自の販売先を抱えていることから、公開買付者においては供給体制の拡充を期待できるものと考えております。他方、当社においては、販売先が公開買付者に一本化し得ることにより、販売価格及び生産性の向上に繋がるものと考えております。

(c) 定期修理工事の共同管理化

定期修理工事に要する費用は人件費をはじめ近年相当程度高騰しており、また、働き方改革により工事期間が伸長しており製油所を稼働できない期間も長期化しております。これらの事情を踏まえ、公開買付者との協業を更に推し進め、定期修理工事時期の最適化や定期修理工事期間の人員融通等の共同管理化を行うことで定期修理に伴うコスト削減や工事期間の短縮化等に繋がるものと考えております。

(d) 原料・資機材等調達の一元化による両社のコスト削減や当社の国内有数の大型桟橋をはじめとした設備の最大有効活用による両社の既存事業の発展

原料・資機材調達の一元化によるコスト削減に加えて、副資材調達の一元化によるコスト削減も期待できるものと考えております。また、当社は、これまで他製油所とのコスト比較が困難であったところ、複数製油所を有する公開買付者からの情報提供を通じて、当社袖ヶ浦製油所の強み・弱みの特定、延いては強化すべき点・改善すべき点の洗い出しを行うことで、更なる事業の発展に資する経営判断が可能になると考えております。

(e) 当社袖ヶ浦製油所と公開買付者千葉事業所において一体となって長期的な目線に立ち構造改革を行うことによる、低炭素エネルギー供給拠点への転換実現

当社袖ヶ浦製油所と公開買付者千葉事業所が近接していることから、一方は石油製品の供給を継続しつつ、もう一方が新たな燃料の供給拠点に転換することが可能と考えております。また、当社袖ヶ浦製油所、公開買付者千葉事業所等をパイプラインで繋ぎ、製品や原料の融通が可能な

一大カーボンニュートラルセンターを構築することも期待できると考えています。

また、当社は、本公開買付価格について、上記の協議・交渉を踏まえ、以下（i）乃至（ix）の点等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (i) 本公開買付価格は、下記の「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式価値算定書（みずほ証券）における当社株式の株式価値算定結果によれば、市場株価法の算定結果の上限を上回っており、DCF法の算定結果のレンジの範囲内であり、当該中央値を上回る金額となっていること。
- (ii) 本公開買付価格は、下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの取得」に記載されているプルータスによる本特別委員会株式価値算定書（プルータス）における当社株式の株式価値算定結果によれば、市場株価法の算定結果の上限を上回っており、DCF法の算定結果のレンジの範囲内であり、当該中央値を上回る金額となっており、かつ、下記の「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの取得」に記載されている本フェアネス・オピニオンにおいて、当社株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり480円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとの意見が述べられていること。
- (iii) 本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年9月10日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値及び過去の終値単純平均値に対してそれぞれ以下のプレミアムを加えた価格であるところ、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準（具体的には、経済産業省がM&A指針を公表した2019年6月28日から2025年8月22日までに公表されかつ成立した、持分法適用関連会社である上場会社の非公開化を企図したTOB事例21件（但し、リーグ報道があった事例を除きます。）のプレミアム水準の平均値及び中央値の水準45.42%～59.37%（当該21件のプレミアム水準の平均値：公表日の前営業日の株価に対して54.48%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して57.06%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して59.37%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して58.55%。当該21件のプレミアム水準の中央値：公表日の前営業日の株価に対して45.42%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して50.64%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間

の終値単純平均値に対して 53.19%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 54.32%)) との比較において、遜色ない水準と考えられること。

(評価基準日：2025 年 9 月 10 日)

	基準日終値	終値単純平均値		
		過去 1 ヶ月間	過去 3 ヶ月間	過去 6 ヶ月間
市場株価	332 円	334 円	320 円	305 円
プレミアム	44.58%	43.71%	50.00%	57.38%

- (iv) 本公開買付価格は、(a) 2024 年 3 月 26 日に、公開買付者が、住友化学株式会社が当時保有していた当社株式の全て (5,051,600 株、当時の発行済株式総数の 6.46%) を市場外で取得した際の株式取得単価 330 円を上回り、かつ、(b) 2024 年 8 月 1 日に、公開買付者が、株式会社 JERA が当時保有していた当社株式の全て (6,839,920 株、当時の発行済株式総数の 8.75%) を市場外で取得した際の株式取得単価 360 円を上回る金額であること。
- (v) 当社の第 3 位株主であるクウェート石油公社は、公開買付者から独立した当事者の関係にあると考えられるところ、そのような立場であるクウェート石油公社より、クウェート石油公社が保有する当社株式の全て (5,811,390 株、所有割合：7.52%) について、本公開買付けに応募する意向が示されていることは、本公開買付価格の公正さを裏付ける要素の一つであると言えること。
- (vi) 下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載されている MoM 水準を満たす買付予定数の下限設定がなされている等、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (vii) 本特別委員会において、みずほ証券及びブルータスによる当社株式価値の分析結果並びに岩田合同から受けた法的助言等を踏まえつつ、みずほ証券を通じて公開買付者との間で真摯かつ継続的な協議・交渉が行われ、公開買付者より、本公開買付価格の引き上げ予定がない旨を複数回主張される水準まで引き上げられた経緯の下で決定された価格であること。
- (viii) 本特別委員会において、買付予定数の上限・下限や撤回等の条件、二段階買収に関する事項等の本公開買付価格以外の本取引の諸条件についても、強圧性を生じないようにする配慮を欠く等、一般株主にとって不利となるような条件は設定されておらず、妥当である旨の意見を述べていること。
- (ix) 本公開買付価格は、当社の 2025 年 6 月末時点の連結簿価純資産額を基礎として算出した 1 株当たり連結簿価純資産額 (882.62 円) を下回っているものの（本公開買付価格は当社の同時点の 1 株当たり連結簿価純資産額の 54.38% に相当）、1 株当たり連結簿価純資産額は、現時点で企業を解散・清算した場合に実現することが期待される価値（以下

「清算価値」といいます。)について、企業が保有する資産及び負債の全てが帳簿価額で売却可能であることを前提とした場合の金額に相当すると考えられるところ、(a) 当社は、本取引後、公開買付者グループにおいて継続して事業活動を行う予定であり、本取引後に当社を解散・清算することは想定しておらず、また、公開買付者からも、本取引後に当社を解散・清算する予定はないことを複数回にわたって確認していることから、継続企業である当社の株式価値の評価において1株当たり連結簿価純資産額を重視することは合理的でないと考えられることに加えて、(b) 清算価値について、本取引の取引条件の妥当性を検討することを唯一の目的として、複数の仮定を用いて、当社で試算を行ったところ、当社が保有する資産及び負債のうち、有形固定資産及び無形固定資産（土地を除きます。）については、機械装置を始めとして当社独自の規格になっており、帳簿価額での売却が困難と考えられること、また、土地については、時価に関する情報を踏まえ、帳簿価額での売却が困難と考えられること等に起因して、1株当たり清算価値が本公開買付価格を下回る試算結果が得られたこと。

なお、当社は2024年8月9日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年3月期第2四半期累計期間及び通期の連結業績予想の下方修正を行っております。当該下方修正は、2024年7月下旬の落雷による装置の一時的な停止及び生産計画の見直しや、当時当社の連結子会社であった東京石油興業株式会社の全株式を売却したことに伴う売却損等を要因とするものであり、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではありません。また、2024年11月8日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、再度、2025年3月期通期の連結業績予想の下方修正を行っております。当該下方修正は、2025年3月期上期末の棚卸資産評価損の計上に加えて、当時の市場動向を踏まえたドバイ原油価格の引き下げや為替レートの円高予想への修正等を要因とするものであり、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではありません。

以上より、当社は、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するものであり、かつ本公開買付価格を含む本取引に係る諸条件は一般株主の利益を含む株主共同の利益に資するものであると判断したため、2025年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議の詳細は、下記「(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、当社株式の全て（但し、本譲渡制限付株式を含み、公開買付者及び本不応募合意株主が保有する当社株式並びに当社の保有する自己株式を除きます。）を保有するにいたらなかったため、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社は、公開買付者からの要請により、2025年11月10日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株

主のみとするために、上記「1. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項」の「(1) 株式併合の割合」に記載のとおり、当社株式5,811,390株を1株に併合する本株式併合を実施することを本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本公開買付けの公表日である2025年9月11日時点において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主との取引等には該当いたしません。もとより、公開買付者は、2025年9月11日時点において、当社株式を17,035,520株(所有割合22.06%)所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社を持分法適用関連会社としていること、公開買付者は当社の非公開化を目的としていること、当社の役職員に公開買付者の出身者又は同社からの出向者がいること等から、本公開買付けを含む本取引において、公開買付者及び当社は、本公開買付けの段階から本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、以下の措置を講じております。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

また、公開買付者は、本公開買付において、27,693,547株(所有割合:35.85%)を買付予定数の下限として設定しており、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主が保有する当社株式の数の過半数、いわゆるMoM(本基準株式数(77,240,335株)から、2025年9月11日において公開買付者が保有する当社株式数17,035,520株、本不応募合意株式数5,811,390株、を減じた54,393,425株の過半数に相当する数27,196,713株)水準を満たすものとのことです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者グループ及び当社グループから独立した第三者評価機関として、公開買付者の財務アドバイザーであるJPモルガン証券株式会社(以下「JPモルガン証券」といいます。)にに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したことです。

JPモルガン証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法及び当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて当社株式の株式価値の算定を行ったとのことです。公開買付者は、JPモルガン証券から、2025年9月10日付で株式価値算定書(以下「買付者算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、JPモルガン証券は、公開買

付者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ当社及び本特別委員会との協議及び交渉を経て本公開買付価格を判断・決定しているため、JP モルガン証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

買付者算定書によれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 305 円から 334 円

DCF 法 : 335 円から 617 円

市場株価平均法では、JP モルガン証券は、公開情報に基づき、2025 年 9 月 10 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値 332 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 334 円、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 320 円、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 305 円に基づき、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を、305 円から 334 円までと分析したとのことです。

DCF 法では、JP モルガン証券は、JP モルガン証券が使用することについて公開買付者が了承した、2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期の当社の事業計画及び財務予測、当社の事業計画における収益や投資計画、公開買付者及び当社に対するインタビュー及びデュー・ディリジェンスの結果、並びにその他一般に公開された情報等の諸要素等に基づき、当社が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出することを通じて、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を、335 円から 617 円までと分析したとのことです。

なお、JP モルガン証券が DCF 法による分析において前提とした当社の事業計画及び財務予測には、対前年度比較で利益・フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026 年 3 月期、2028 年 3 月期及び 2030 年 3 月期に、定期修理を行うために製油所の操業を一定期間停止することが予定されていることにより営業利益とフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれており、営業利益は 2026 年 3 月期、2028 年 3 月期、2030 年 3 月期にそれぞれ△17,021 百万円、1,945 百万円（前期比 82.8% 減少）、△5,904 百万円（前期比 146.9% 減少）となることが見込まれているとのことです。フリー・キャッシュ・フローは 2026 年 3 月期と 2030 年 3 月期にそれぞれ△10,912 百万円（前期比 150.2% 減少）、△5,208 百万円（前期比 151.5% 減少）となることが見込まれているとのことです。また、JP モルガン証券が DCF 法による算定にあたって前提とした当社の事業計画及び財務予測は本取引の実行を前提としており、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果を見込んでいるとのことです。買付者算定書及びその基礎となる当社株式の株式価値

の算定の前提条件、検討された事項及び検討上の制限に関する補足説明は（注）に記載のとおりとのことです。

（注） JPモルガン証券は、買付者算定書の基礎となる当社株式の株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、公開買付者若しくは当社から提供を受けた情報、又は、公開買付者若しくは当社と協議した情報、及びJPモルガン証券が検討の対象とした、又はJPモルガン証券のために検討されたその他の情報等の一切が、正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性について検証を行っていないとのことです（また独自にその検証を行う責任も義務も負っていないとのことです。）。JPモルガン証券は、公開買付者又は当社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けおらず、さらに、JPモルガン証券は、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での公開買付者又は当社の信用力についての評価も行っていないとのことです。JPモルガン証券は、公開買付者及び当社から提出された、又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連する公開買付者及び当社の将来の業績や財務状況に関する公開買付者及び当社経営陣の買付者算定書の日付時点における最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としているとのことです。JPモルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となつた前提については、何ら見解を表明するものではないとのことです。また、JPモルガン証券は、本公開買付けを含む公開買付者により意図される他の取引が、企図されたとおりに実行されること、及び、公開買付者から提供を受けた資料にて説明されたあらゆる効果があることを前提としているとのことです。JPモルガン証券は、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点については公開買付者のアドバイザーの判断に依拠しているとのことです。さらに、JPモルガン証券は、本公開買付けの実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、公開買付者若しくは当社又は本公開買付けの実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としているとのことです。買付者算定書及びその基礎となる当社株式の株式価値の算定結果は、必然的に、買付者算定書の日付現在でJPモルガン証券が入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいているとのことです。同日より後の事象により、買付者算定書及びその基礎となる当社株式の株式価値の算定結果が影響を受けることがあります、JPモルガン証券はその分析を修正、変更又は再確認する義務は負わないとのことです。また、買付者算定書及びその基礎となる当社株式の株式価値の算定結果は、公開買付者又は公開買付者の取締役会に対し特定の買付価格について推奨するものではなく、また特定の買付価格が、唯一の適切な買付価格であることについて推奨するものでもないとのことです。JPモルガン証券は本公開買付けに関する公開買付者の財務アドバイザーであり、かかる財務アドバイザーとしての業務の対価として公開買付者から報酬を受領する予定ですが、当該報酬の一定部分は本公開買付けが実行された場合にのみ発生するとのことです。さらに、公開買付者は、かかる業務に起因して生じる一定の債務についてJPモルガン証券を補償することに同意しております。買付者算定書の日付までの2年間において、JPモルガン証券及びその関係会社は、公開買付者又は当社のために重要な財務アドバイザー業務、商業銀行業務又は投資銀行業務を行ったことはないとのことです。また、JPモルガン証券及びその関係会社は、自己勘定で公開買付者及び当社のそれぞれの発行済株式の1%未満を保有しているとのことです。JPモルガン証券及びJPモルガン証券の関係会社は、その通常の業務において、公開買付者又は当社が発行した債券又は株式の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、JPモルガン証券及びJPモルガン証券の関係会社は隨時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があるとのことです。公開買付者が、JPモルガン証券による当社株式の株式価値の分析にあたって、JPモルガン証券が前提とした当社の財務予測（以下「本件財務予測」といいます。）は、JPモルガン証券が使用することについて公開買付者が了承したものであるとのことです。なお、公開買付者は、本件財務予測を、一般には公表しておらず、また、本件財務予測は一般に公開することを目的としては作成されていないとのことです。本件財務予測は、本質的に不確実であり、かつ公開買付者又は当社経営陣が管理あるいは統制できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に係る要因を含みますが、これらに限られません。）に依拠し

ているとのことです。そのため、実際の業績は、これらの財務予測と大幅に異なる可能性があるとのことです。上記の買付者算定書の基礎となる当社株式の株式価値の算定の結果及びその算定の手法の概要に係る記載は、JPモルガン証券が実施した分析又は参考にしたデータを全て記載するものではないとのことです。買付者算定書は複雑な過程を経て作成されているため、その分析結果の一部又は要約の記載は必ずしもその分析の内容全てを正確に表すものではないとのことです。JPモルガン証券の分析結果は全体として考慮される必要があり、その分析結果を全体として考慮することなくその一部又は要約のみを参考にした場合、JPモルガン証券の分析の基礎となる過程について必ずしも正確な理解を得ることができない可能性があるとのことです。JPモルガン証券は、その分析を行うにあたり、各分析及び要因を総体的かつ全体的に考慮しており、特定の分析又は要因に特別な比重を置いておらず、また、個別に検討した各分析又は各要因についてそれがJPモルガン証券の分析の根拠となったか、また、どの程度の根拠となったのかについての意見は述べていないとのことです。

公開買付者は、JPモルガン証券から取得した買付者算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、2025年6月中旬から同年9月初旬にかけて実施された当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去1年間の当社株式の市場株価の動向（終値最高値382円、終値最安値242円）、当社の業績予想を含む国内外事業の将来の見通し及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社及び本特別委員会との協議・交渉の結果等を踏まえ、2025年9月11日、本公開買付価格をDCFのレンジの内である1株当たり480円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり480円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年9月10日の当社株式の東京証券取引所プライム市場における終値332円に対して44.58%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値334円に対して43.71%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値320円に対して50.00%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値305円に対して57.38%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として、みずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年9月10日に、当社株式価値算定書（みずほ証券）を取得いたしました。

当社がみずほ証券から取得した当社株式価値算定書（みずほ証券）の詳細については、本意見表明プレスリリースも併せてご参照ください。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関として、プルータスを選任し、プルータスに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年9月10日に、本特別委員会株式価値算定書（プルータス）及びフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得いたしました。

本特別委員会がプルータスから取得した本特別委員会株式価値算定書（プルータス）及び本

フェアネス・オピニオンの詳細については、本意見表明プレスリリースも併せてご参照ください。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年5月22日開催の当社取締役会決議により、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した、企業経営者としての豊富な経験と見識を有する佐藤良氏（当社社外取締役）、公認会計士としての豊富な経験と見識を有する金井睦美氏（当社社外監査役）に加え、M&A指針においてM&Aに関する専門性（手続の公正性や企業価値評価に関する専門的知見）を補うために社外役員に加えて委員として選任することが否定されないとされている社外有識者として、岩田合同より推薦を受けた企業法務弁護士としての豊富な知識と見識を有する森幹晴氏（弁護士、東京国際法律事務所代表パートナー）の3名から構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、当社社外取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している山本順三氏、公開買付者の出身者である前澤浩士氏、本不応募合意株主の関係者であるムハンマド・シュブルーミー氏、本公開買付けへの不応募に関する契約を公開買付者と締結する可能性があった株主（クウェート石油公社）の関係者であるハーリド・サバーハ氏については、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受ける可能性を排除する観点から、本特別委員会の委員には選定しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬について成功報酬は採用しておりません。本特別委員会は、互選により、本特別委員会の委員長として、森幹晴氏を選定しております。当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。

当社取締役会は、本特別委員会設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・妥当性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本公開買付けにおける公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性・妥当性、(iii) 本取引に係る手続の公正性、(iv) 本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（注）、(v) 上記(i)乃至(iv)及びその他の事項を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは非（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問いたしました。さらに、当社取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件等について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定（本公開買付けに対する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。）を行わないことを併せて決議しております。

（注） 東京証券取引所における有価証券上場規程等の一部改正（MBO等に係る遵守事項に関する改正。以下「本上場規程等改正」といいます。）が2025年7月22日をもって施行されており、本取引は、本上場規程等改正の施行日後に決定する「公開買付者が…そ

の他の関係会社…である公開買付け」(有価証券上場規程第441条第1項第2号)であるため、本上場規程等改正の適用を受けるところ、本上場規程等改正においては、「公開買付者が…その他の関係会社…である公開買付け」について、一般株主にとって公正であることに関する意見の入手が求められております。本諮問事項(iv)は本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるかを諮問するのですが、本諮問事項の諮問は、本上場規程等改正の公表前の2025年5月22日付であり、当時の東京証券取引所の上場規則を踏まえたものであることに鑑みれば、当社取締役会として本上場規程等改正を踏まえた答申をすることを想定しているものと考えられます。したがって、本特別委員会は、本諮問事項(iv)について、本上場規程等改正に照らし、本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられるかを答申するものとします。

加えて、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)当社の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係する当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求める)を含みます。)を行うことができる権限、(ii)当社に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者に伝達すること、及び(b)本特別委員会自ら公開買付者(本取引に係る公開買付者のアドバイザーを含みます。)と協議・交渉する機会の設定を求めることができ、また、本特別委員会が当該機会の設定を求める場合であっても、当社は、公開買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者との協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができる権限、(iii)必要と認めるときは、当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限を付与いたしました。これを受け、本特別委員会は、当社の第三者算定機関であり、かつ、財務アドバイザーであるみずほ証券、及び当社の法務アドバイザーである岩田合同につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社の第三者算定機関、財務アドバイザー及び法務アドバイザーとして承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

本特別委員会は、2025年5月29日より2025年9月10日までの間に合計18回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。具体的には、本特別委員会は、(i)公開買付者に対する、本取引の提案に至った背景及び経緯、本取引の実現によって生じるシナジー、公開買付者による本取引後の経営方針、本取引の条件・想定ストラクチャー等に関するヒアリング、(ii)当社のプロジェクトチームのメンバーに対する、当社経営陣(但し、公開買付者グループ、本不応募合意株主及び本公開買付けへの不応募に関する契約を公開買付者と締結する可能性があった株主(クウェート石油公社)から独立した者に限ります。)による公開買付者からの提案内容に関する評価・検討状況等、公開買付者との間の協議の内容等、みずほ証券及びプルータスによる当社株式の株式価値算定の前提とした本事業計画(当社が現時点で合

理的に予測可能な期間まで作成した 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの事業計画をいいます。以下同じです。) の内容及び作成方法に関するヒアリング、(iii) みずほ証券に対する、本取引の内容及び進捗状況等、当社株式価値算定の内容・方法等に関するヒアリング、(iv) プルータスからの本特別委員会株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの取得、並びに、プルータスに対する、当社株式価値算定の内容・方法等に関するヒアリング等、(v) 岩田合同に対する、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、本取引に係る本特別委員会の審議の方法並びに公開買付者との公開買付価格及びその他条件に関する交渉等についての助言を含む法的助言に関するヒアリング等を行っております。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025 年 9 月 10 日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(i) 答申内容

- i 本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められる。
- ii 本公司買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。
- iii 本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。
- iv 本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられる。
- v 前記 i 乃至 iv その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本公司買付けに対して賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公司買付けへの応募を推奨することを決定することは、妥当であると考えられる。

(ii) 答申の理由

- i 本取引の目的の正当性・妥当性

(公開買付者が本取引の検討に至った経緯及び公開買付者による本取引の目的)

- 公開買付者は、2024 年 3 月 26 日当社株式 10,195,600 株（同日時点の発行済株式総数の 13.04%）を保有するに至り、当社の主要株主である筆頭株主となったとのことである。同年 4 月 16 日、公開買付者と当社は、資本業務提携に関する合意書を締結し、17,035,520 株（同日時点の発行済株式総数の 21.79%）を保有するに至り、当社を持分法適用関連会社としたとのことである。
- 公開買付者は、2025 年 3 月下旬より、石油製品について想定される環境条件及びそれを踏まえた供給体制に関する検討を開始し、その中で、将来的にエネルギーの安定供給という社会的責任を果たすためにも、石油製品の供給体制を強化することが重要という結論に至ったとのことである。

- ・ 公開買付者は、2025年4月中旬頃に、持分法適用会社という出資形態にて上場会社として独立した事業運営を行っている当社の現状では、両社がそれぞれ個別の経営方針のもと、精製設備などの事業基盤や人材・情報などの相互活用が十分にできずシナジーの創出には一定の限界があると考え、当社を非公開化し、同一の企業組織・同一の経営方針の下で事業活動を行うことによって、一層踏み込んだ協業体制を実現し、意思決定の柔軟化及び迅速化も図られ、当社を持分法適用会社化した際よりも、①石油製品の生産体制最適化、②長期的な視野に立ったエネルギーの安定供給基盤の構築、③両社の機能やインフラの相互活用や一元化によるコスト競争力の強化、④低炭素エネルギーの供給体制の構築のような一層のシナジーを追求することを通じて両社の既存燃料油事業を更に発展させることができると考え、公開買付者は、2025年5月13日、当社に対して、初期的提案書を提示したことである。

(当社の認識する経営課題及び本取引の目的)

- ・ 当社においては、(i)国内燃料油需要の漸減、JET燃料の需要の増加、海外(特にアジア環太平洋)における需要の堅調な推移、ガソリン・灯油の需要の低下等様々な変化が見込まれる状況の中で、安定して石油製品を供給できる体制を構築すること、(ii)老朽化による製油所の設備トラブルが増加傾向にある中で、人件費の高騰や働き方改革による工事期間の伸長により増加傾向にある製油所の定期修理工事に要する費用を削減すること、(iii)物価の高騰によって増加傾向にある、原料・資機材の調達コストを削減すること、及び(iv)長期的な目線に立ってカーボンニュートラル化に対応することが、それぞれ必要となると考えられるとのことである(以下、上記(i)乃至(iv)を総称して「当社の認識する経営課題」という。)。
- ・ 当社によれば、当社は、本取引により当社が公開買付者グループに加わることで、①石油製品の生産体制最適化、②長期的な視野に立ったエネルギーの安定供給基盤の構築、③定期修理工事の共同管理化、④原料・資機材等調達の一元化による両社のコスト削減や当社の国内有数の大型桟橋をはじめとした設備の最大有効活用による両社の既存事業の発展、⑤当社袖ヶ浦製油所と公開買付者千葉事業所において一体となって長期的な目線に立ち構造改革を行うことによる、低炭素エネルギー供給拠点への転換実現といったシナジーを実現することができ、当社の認識する経営課題の改善が期待できると考えているとのことである。
- ・ 以上を踏まえれば、公開買付者による本取引の目的と当社の認識する本取引の目的の間に齟齬はなく、また、公開買付者による本取引の目的に照らせば、本取引により、当社の認識する経営課題の改善が期待できると考えることは合理的であると評価できる。

(本取引による当社のデメリット)

- ・ 本取引により当社に生じ得るデメリットとして、当社が上場廃止することに伴う資金又は資本調達及び社会的信用力や人材採用力への影響が想定される。
- ・ 当社によれば、事業資金を調達する手段として、主に金融機関からの借入を利用してい

るとのことであり、そうだとすれば、当社は現状、資本市場へのアクセスという上場会社としてのメリットを十分に享受していない状況にあるとも考えられる。

- ・ 公開買付者によれば、本取引後において、公開買付者の利用するキャッシュマネジメントシステム等を通じた公開買付者の資金調達力・財務基盤の活用が想定されるとのことであり、当社において公開買付者の信用力を反映した利率で適時適切な額の資金を調達することが可能となることは、当社の事業運営上のメリットに繋がると考えられる。
- ・ 公開買付者は上場会社であり高い社会的信用及び認知度を有していると考えられるところから、本取引により当社が上場廃止したとしても、むしろ社会的信用力や人材採用力の更なる維持・向上が図られると考えることも可能である。
- ・ 以上より、本取引による当社のデメリットについては、仮に存在するとしても、本取引の実行に当たり特段の支障にはならないと評価できる。

(本取引による当社グループの従業員への影響)

- ・ 公開買付者は、当社グループの従業員の取扱いについて当社の企業価値の維持・向上の観点から適切な方針を有しているといえ、本取引の実行後においてかかる方針が実行される限り、本取引は、当社の企業価値の維持・向上に資するものであると評価できる。

(本取引以外の代替手段の有無)

- ・ 本取引以外の代替手段が存在するか否かについて検討すると、当社を上場会社としたまま、公開買付者との資本業務提携を強化し、又は公開買付者から更なる出資を受けるという代替手段が考えられる。もっとも、これらの手段については、当社が独立した上場会社であり、一般株主の利益にも配慮した事業運営を行う必要があることや、公開買付者の保有する製油所に関する情報その他の経営資源・ノウハウ・営業上の秘密情報の共有に一定の制約があることなどから、公開買付者との提携による効果を最大化するという観点からは、望ましい選択肢ではないと考えられる。
- ・ 本取引と同様の効果を生じさせることができると期待できる本取引以外の代替手段は想定されないと考えられる。

(結論)

- ・ 以上より、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められる。

ii 本取引の取引条件の公正性・妥当性

(当社の第三者算定機関からの株式価値算定書の取得)

- ・ 当社は、本公司買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公司買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年9月10日付で当社株式価値算定書（みずほ証券）を取得した。

- ・ 本公司買付価格の公正性・妥当性の前提として、当社株式価値算定書（みずほ証券）の信頼性について検討すると、まず、みずほ証券は、市場株価法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行っているところ、各算定方法はいずれも一般的な算定方法と認められる。また、市場株価を基準とする市場株価法と将来キャッシュフローの現在価値を評価に織り込むDCF法という評価手法の組み合わせは、企業評価の標準的アプローチに沿った妥当なものであり、みずほ証券がそれぞれの算定方法を採用した理由に不合理な点は認められない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関であるみずほ証券により算定されたものであり、当社株式1株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、公開買付者グループから独立した当社の従業員で組成されたチームが作成しており、作成過程において公開買付者グループ（公開買付者の出身者又は公開買付者からの出向者を含む。）が関与した事実はないとのことである。また、本特別委員会は、当社が本取引のために本事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について質疑応答を行うとともに、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしている。以上より、当社株式価値算定書（みずほ証券）には信頼性が認められると評価できる。
- ・ 本公司買付価格である1株当たり480円は、当社株式価値算定書（みずほ証券）における市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、当社株式価値算定書（みずほ証券）におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を上回っていることからすれば、本公司買付価格は当社株式価値算定書（みずほ証券）における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。

(本特別委員会独自の第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得)

- ・ 本特別委員会は、本諮問事項について検討するに当たり、公開買付者から提示された本公司買付価格に係る取引条件の妥当性を確保するために、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して、当社株式の株式価値の算定及び本公司買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2025年9月10日付で本特別委員会株式価値算定書（プルータス）及び本公司買付価格が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得した。
- ・ 本公司買付価格の公正性・妥当性の前提として、本特別委員会株式価値算定書（プルータス）の信頼性について検討すると、まず、プルータスは、市場株価法及びDCF法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行っているところ、各算定方法は、いずれも一般的な算定方法と認められる。また、市場株価を基準とする市場株価法と将来キャッシュフ

ローの現在価値を評価に織り込む DCF 法という評価手法の組み合わせは、企業評価の標準的アプローチに沿った妥当なものであり、プルータスがそれぞれの算定方法を採用した理由に不合理な点は認められない。当該各算定方法に基づく算定結果は、経験豊富な第三者算定機関であるプルータスにより算定されたものであり、当社株式 1 株当たりの株式価値の算定結果にも不合理な点は認められない。さらに、上記算定方法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、いずれも不合理な点は認められない。なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、公開買付者グループから独立した当社の従業員で組成されたチームが作成しており、作成過程において公開買付者グループ（公開買付者の出身者又は公開買付者からの出向者を含む。）が関与した事実はないとのことである。また、本特別委員会は、当社が本取引のために本事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について質疑応答を行うとともに、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしている。以上より、本特別委員会株式価値算定書（プルータス）には信頼性が認められると評価できる。

- ・ 本フェアネス・オピニオンは、プルータスが、当社が作成した本事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である 1 株当たり 480 円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものである。本フェアネス・オピニオンは、プルータスが、当社から当社の事業の現状や本事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内の当社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て、発行されたとのことであり、その発行手続及び内容について不合理な点は認められない。以上より、本フェアネス・オピニオンには信頼性が認められると評価できる。
- ・ 本公開買付価格である 1 株当たり 480 円は、本特別委員会株式価値算定書（プルータス）における市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、本特別委員会株式価値算定書（プルータス）における DCF 法による算定結果のレンジの中央値を上回っていることからすれば、本公開買付価格は本特別委員会株式価値算定書（プルータス）における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できる。また、本フェアネス・オピニオンにおいて、本公開買付価格が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の意見が述べられており、これによっても本公開買付価格の公正性・妥当性が裏付けられるものと考えられる。

(プレミアムの確保)

- ・ 本公開買付価格のプレミアム水準は、みずほ証券によれば、同種他社事例における平均的なプレミアム水準（具体的には、経済産業省が M&A 指針を公表した 2019 年 6 月 28 日

から 2025 年 8 月 22 日までに公表されかつ成立した、持分法適用関連会社である上場会社の非公開化を企図した TOB 事例 21 件（但し、リーク報道があった事例を除く。）のプレミアム水準の平均値及び中央値の水準 45.42%～59.37%（当該 21 件のプレミアム水準の平均値：公表日の前営業日の株価に対して 54.48%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 57.06%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 59.37%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 58.55%。当該 21 件のプレミアム水準の中央値：公表日の前営業日の株価に対して 45.42%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 50.64%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 53.19%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 54.32%。）との比較において、遜色ない水準と考えられるとのことであり、かかる水準のプレミアムが確保されていることからすれば、本公開買付価格は、本取引の実行によって当社に実現される株式価値が相当程度反映されたものであると評価できる。

（下方修正開示について）

- 2024 年 8 月 9 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「下方修正開示①」という。）及び 2024 年 11 月 8 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「下方修正開示②」という。）は、意図的に当社株式の株価を下げる目的で行われたものではないと考えることは合理的であり、上記のみずほ証券による市場株価法の算定及び上記のブルータスによる市場株価法の算定並びに上記のプレミアム水準の判断において、下方修正開示①及び下方修正開示②以降の当社株式の株価も考慮の対象とすることに問題はないと考えられる。

（公開買付者との交渉）

- 本特別委員会は、本公開買付価格について、2025 年 8 月 8 日以降、(a) 当社のフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるみずほ証券及び本特別委員会独自の第三者算定機関であるブルータスによる当社株式価値の DCF 法による分析結果（複数の評価方法が考えられる関係会社株式及び繰越欠損金の多角的な分析結果を含む。）、(b) 本取引と類似する取引事例（具体的には、経済産業省が M&A 指針を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表されかつ成立した、持分法適用関連会社である上場会社の非公開化を企図した TOB 事例（但し、リーク報道があった事例を除く。）のプレミアム水準、(c) 当社株式の市場株価の推移、(d) 本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果等（事業上のシナジー効果に加え、公開買付者が本取引後に当社の減資を行う場合を想定した、繰越欠損金の更なる活用によるシナジー効果を含む。）を踏まえ、公正かつ妥当な価格及び MoM 水準等を踏まえた下限設定を確保できるまでは交渉する（本不応募合意株主及びクウェート石油公社が保有する当社株式の全てについても本公開買付けへの応募を求めつつ、仮に本不応募合意株主及びクウェート石油公社が本取引後も当社の株主として残るのであれば、その点も踏まえて価格及び下限設定に関する交渉を行う。）

という方針の下、専門性の高い当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を通じて、公開買付者との間で、複数回にわたり協議及び交渉を重ねた。その結果、本特別委員会と公開買付者とは、当社の正式な意思決定は当社取締役会決議で承認されるという前提の下、公開買付価格（1株当たり 480 円）及びその他条件について合意に至った。

- ・ 以上の本取引に係る交渉経過等において透明性や公正性を疑わせるような事情は認められず、本公開買付価格及びその他条件は、本特別委員会が専門性の高い当社のフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を通じて公開買付者との間で複数回にわたり行った協議・交渉の結果として合意されたものであるとともに、本公開買付価格は、公開買付者の最初の提案額（1株当たり 400 円）から 1 株当たり 480 円と大幅に増額されたものであって、真摯な交渉によって決定された価格であると評価できる（本公開買付価格と 1 株当たり連結簿価純資産額との比較）。
- ・ 当社によれば、(a) 当社は、本取引後、公開買付者グループにおいて継続して事業活動を行う予定であり、本取引後に当社を解散・清算することは想定しておらず、また、公開買付者からも、本取引後に当社を解散・清算する予定はないことを複数回にわたり確認しているため、継続企業である当社の株式価値の評価において 1 株当たり連結簿価純資産額を重視することは合理的でないと考えていることに加えて、(b) 清算価値について、本取引の取引条件の妥当性を検討することを唯一の目的として、複数の仮定を用いて当社で試算を行ったところ、当社が保有する資産及び負債のうち、有形固定資産及び無形固定資産（土地を除く。）については、機械装置を始めとして当社独自の規格になっており、帳簿価額での売却が困難と考えられること、また、土地については、時価に関する情報を踏まえ、帳簿価額での売却が困難と考えられること等に起因して、1 株当たり清算価値が本公開買付価格を下回る試算結果が得られたとのことである。
- ・ 以上の当社の説明等に不合理な点は認められず、本公開買付価格である 1 株当たり 480 円が、当社の 2025 年 6 月末時点の連結簿価純資産額を基礎として算出した 1 株当たり連結簿価純資産額（882.62 円）を下回っていることをもって、本公開買付価格の公正性・妥当性を否定する理由にはならないものと考えられる。

(公開買付者による過去の当社株式の取得価格)

- ・ 公開買付者は、2024 年 3 月 26 日、住友化学株式会社が保有していた当社株式の全てである 5,051,600 株（同日時点の当社の発行済株式総数の 6.46%）を、市場外で 330 円で取得したとのことであり、その後、資本業務提携の一環として、同年 8 月 1 日付で、株式会社 JERA が保有していた当社株式の全てである 6,839,920 株（同日時点の当社の発行済株式総数の 8.75%）を、市場外で 360 円で取得したとのことであるが、これら過去に当社株式を取得した際の 1 株当たりの取得価格（330 円、360 円）は、本公開買付価格である 1 株当たり 480 円を大きく下回る金額であり、この点でも本公開買付価格に不合理な点はないと考えられる。

(クウェート石油公社の本公開買付けへの応募の意向)

- ・ 公開買付者グループから独立したクウェート石油公社が本公開買付けへの応募を行う意向を示したことからも、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性・妥当性が裏付けられるものと考えられる。

(本取引に係る本公開買付価格以外の取引条件)

- ・ その他、本取引に係る本公開買付価格以外の条件についても、同種・同規模の取引条件と比較して不合理なものではないと考えられ、取引条件が公正性・妥当性を欠くものとは認められない。

(結論)

- ・ 以上より、本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

iii 本取引に係る手続の公正性

(本特別委員会の設置及び審議等)

- ・ 本特別委員会は、特別委員として適格な者により構成され、適切な判断をすることが可能な設計とされており、かつ、当社における本取引に関する意思決定に実質的に関与できる機会が確保されている上に、実際にも、本特別委員会における審議は慎重かつ適切に行われ、さらに、専門性の高い当社のフィナンシャル・アドバイザーを通じて公開買付者と本取引に係る取引条件について自ら交渉を行っていたのであるから、本特別委員会の設置及び審議等については、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

(当社における審議)

- ・ 当社は、公開買付者及び本不応募合意株主、クウェート石油公社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を構築しているものといえ、かかる体制は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

(独立した外部の専門家アドバイザーによる助言)

- ・ 当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券が、本特別委員会独自の第三者算定機関としてブルータスが、当社のリーガル・アドバイザーとして岩田合同が、それぞれ選任されているところ、これらのアドバイザーの選任及び助言は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

(他の買付者からの買付機会を確保するための措置（マーケット・チェック）)

- ・ 公開買付者が、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定していること、公開買付者及び当社は、公開買付者以外の買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等を踏ま

えると、対抗的な買付け等の機会が確保されているといえ、本取引における間接的なマーケット・チェックは相応に機能するものと評価できる。

(当社の一般株主に対する適切な情報提供)

- ・ 本取引では、当社の一般株主が本取引について評価・判断するに当たり、適切な情報が提供される予定であると認められるところ、かかる情報提供は、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

(MoM を上回る買付予定数の下限の設定)

- ・ 公開買付者は、本公開買付けにおいて、27,693,547 株（所有割合：35.85%）を買付予定数の下限として設定しており（以下「本件下限設定」という。）、当該下限については、当該下限を満たす場合、実質的に、公開買付者と重要な利害関係を共通にしない株主、すなわち一般株主が保有する株式の過半数の応募があることにもなるから、当該下限の設定は、実質的に MoM に相当する買付予定数の下限の設定として、本取引に係る手続の公正性を確保するものであり、公正性担保措置として有効に機能していると評価できる。

(強圧性の排除)

- ・ ①本取引においては、本公開買付け後のスクイーズアウト手続は本株式併合により行うことが予定されているところ、② (i) 本件下限設定を行うことにより本株式併合に係る議案が可決される蓋然性が認められ、かつ、(ii) 公開買付者によれば、公開買付者は、本株式併合に係る議案が可決されない場合であっても、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における当社の株主の所有状況及び属性並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定とのことであること等からすれば、実質的にみて、本取引に反対する株主に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されないスキームは採用されておらず、③ (i) 本公開買付けが成立した場合には速やかにスクイーズアウト手続が行われる予定である旨、及び (ii) スクイーズアウト手続時の価格は本公開買付価格と同一の価格を基準にする旨が、開示資料において明らかにされる予定であることを踏まえれば、一般株主は、本公開買付けに応募するか否かにあたって、仮に応募しなかった場合に不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされているといえ、本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていると認められる。

(結論)

- ・ 本取引においては、以上の各公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

iv 本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられるか

前記のとおり、①本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当

性・妥当性を有すると認められること、②本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、③本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられることからすると、本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

v 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非

前記のとおり、①本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当性・妥当性を有すると認められること、②本公開買付けにおける公開買付価格を含め、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること、③本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられること、④本取引を行うことが当社の一般株主にとって公正であると考えられることからすると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは、妥当であると考えられる。

⑤ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社グループ及び公開買付者グループ並びに本取引の成否から独立した法務アドバイザーとして、岩田合同を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、本取引に係る本特別委員会の審議の方法並びに公開買付者との公開買付価格及びその他条件についての交渉等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、岩田合同は、当社グループ及び公開買付者グループの関連当事者に該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。岩田合同は当社にとって顧問法律事務所ではありますが、当社が岩田合同に法的助言の対価として支払った金額は当社の社外役員の独立性の基準を下回る少額のものであり、岩田合同の本取引に関する法的助言の公正性に疑いを抱かせる金額ではなく、本取引に係る岩田合同に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、岩田合同は当社に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、当社も岩田合同の依頼者の一つとして岩田合同の取扱分野や専門性を踏まえて当社の事業や経営判断に関し法律相談を継続的に依頼し、外部の法律専門家として法的助言を受けるために法律顧問契約を締結しているものであって、かかる法律顧問契約を締結していることをもって当社からの独立性は害されないと判断しております。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社は、2025年5月中旬に、岩田合同から受けた本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、本

取引に係る本特別委員会の審議の方法並びに公開買付者との公開買付価格及びその他条件についての交渉等に関する助言を含む法的助言を踏まえ、公開買付者から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の株主共同の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

具体的には、当社は、本特別委員会の指示を受け、公開買付者による当社に対するデュー・ディリジェンスへの対応、本事業計画の検討及び作成、本取引後の当社の経営方針の検討といった当社における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、当社の山本孝彦専務執行役員、平野雅洋執行役員企画部長、中山元宏執行役員総務部長、疋田崇総務部課長その他当社の従業員7名の合計11名から構成されるプロジェクトチームを設置し、当該メンバーの選定においては、公開買付者を含む公開買付者グループ（当社を除きます。）の役職員を兼任・兼務する又は過去これらの役職員であった当社の役職員が含まれないよう留意して体制の構築を行いました。とりわけ、当社株式の株式価値算定の基礎となる本事業計画の作成に関しては、財務アドバイザーであるみずほ証券の助言を受け、また、みずほ証券、プルータス及び本特別委員会との間で複数回に亘る質疑応答を実施し、加えてその作成に関与する役職員の独立性を含めて作成プロセスの公正性についても法務アドバイザーである岩田合同及び本特別委員会の確認を受けながら進めてまいりました。

また、下記「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の理由から、前澤浩士氏、山本順三氏、ムハンマド・シュブルーミー氏及びハーリド・サバーハ氏の4名は、当該体制からは外れており、2025年9月11日時点に至るまでかかる取扱いを継続しており、かつ前澤浩士氏、山本順三氏、ムハンマド・シュブルーミー氏及びハーリド・サバーハ氏の4名のいずれかが本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はありません（但し、本公開買付けの決済完了後においては、クウェート石油公社は当社の株主の地位を失っており、クウェート石油公社から派遣されているハーリド・サバーハ氏について、本取引に関する当社の意思決定から排除する必要性に乏しいことから、本公開買付けの決済完了後においては、同氏について、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議への参加を認めております。）。

これらの取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際しては岩田合同の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、岩田合同から受けた法的助言及び当社株式価値算定書（みずほ証券）並びに本特別委員会株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行い

ました。

その結果、上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社グループの企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

また、上記の取締役会には、当社の取締役11名のうち、前澤浩士氏、山本順三氏、ムハンマド・シュブルーミー氏及びハーリド・サバーハ氏の4名を除く取締役7名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されており、上記取締役会には、当社の監査役4名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の取締役のうち、公開買付者の常務執行役員を兼任している山本順三氏及び公開買付者の出身者である前澤浩士氏、本不応募合意株主の関係者であるムハンマド・シュブルーミー氏、本公開買付けへの不応募に関する契約を公開買付者と締結する可能性があった株主（クウェート石油公社）の関係者であるハーリド・サバーハ氏は、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付との協議・交渉にも一切参加しておりません（但し、本公開買付けの決済完了後においては、クウェート石油公社は当社の株主の地位を失っており、クウェート石油公社から派遣されているハーリド・サバーハ氏について、本取引に関する当社の意思決定から排除する必要性に乏しいことから、本公開買付けの決済完了後においては、同氏について、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議への参加を認めております。）。

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と当社は、当社が公開買付者以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収機会を確保しているものと考えているとのことです。

⑨ 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」

に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済完了後速やかに、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないとのことであり、(ii) 株式併合をする際に、当社の株主（公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）に対価として交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定であることを明らかにしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、上記(i)及び(ii)の措置の限りにおいて強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

(3) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2026年1月20日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者（出光興産株式会社）に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月21日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である480円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

公開買付者（出光興産株式会社）

③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、当座預金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2025 年 9 月 12 日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された預金残高証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、同日以降、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 2 月上旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しえますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 3 月上旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に対して交付するために必要な準備を行った上で、2026 年 4 月下旬を目途に当該売却代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

(4) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本「(3) 1 株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項」の「①会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額は、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 1 月 21 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 480 円を乗じた金額となる予定です。

上記「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、当社は、本公開買付価格である 480 円は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した後、本臨時株主総会の招集を決定した2025年11月10日開催の取締役会における決議時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上から、当社は、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（1）本公開買付け

上記「2. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2025年9月12日から2025年10月28日までの30営業日を公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、2025年11月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社株式57,951,478株（所有割合：75.03%）を保有するに至っております。

（2）自己株式の消却

当社は、2025年11月10日開催の当社取締役会において、2026年1月21日付で当社の自己株式788,475株（2025年10月31日時点では当社が直接所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却後の当社の発行済株式総数は、77,395,202株となります。

以上